

法務省矯成第3339号

平成18年5月23日

改正 平成19年5月30日付け法務省矯総第3362号

令和 3年3月16日付け法務省矯成第 199号

矯正管区長 殿

行刑施設の長 殿

矯正研修所長 殿

法務省矯正局長 小 貫 芳 信

受刑者等の作業の安全及び衛生の確保に関する訓令の運用について（依命通達）

本日、被収容者の作業の安全及び衛生の確保に関する訓令（平成18年法務省矯成訓第3338号大臣訓令。以下「訓令」という。）が制定され、刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律（平成17年法律第50号）の施行の日から施行されることになりましたので、その運用については、下記事項に留意の上、遺漏のないよう配意願います。

なお、昭和33年10月27日付け法務省矯正甲第968号当職通牒「農薬の使用について」、昭和62年9月1日付け法務省矯作第1650号当職通達「刑務作業安全衛生管理要綱について」、平成17年10月13日付け法務省矯成第7217号当職通達「石綿障害防止に関する衛生基準の制定について」、昭和61年9月17日付け法務省矯作第1685号矯正局作業課長通知「綿打機の安全管理対策について」、昭和62年9月1日付け法務省矯作第1651号矯正局作業課長通知「刑務作業安全衛生管理要綱の運用について」及び平成17年10月13日付け法務省矯成第7218号矯正局成人矯正課長・矯正局矯正医療管理官通知「石綿障害防止に関する衛生基準等について」は、廃止します。

記

- 1 指名又は選任の方法（訓令第3条から第8条、第10条、第13条、第16条及び第17条関係）

総括安全衛生管理者、総括安全衛生管理者の代理、総括安全衛生管理者補佐、支所総括安全衛生管理者、支所総括安全衛生管理者の代理、支所総括安全衛生管理者補佐、安全管理者、衛生管理者、安全衛生推進者及び作業主任者の指名又は選任は、別紙1の発令簿により行うものとする。

- 2 衛生管理者の選任の特例（訓令第13条関係）

訓令第13条第2項の規定により、矯正管区の長が衛生管理者の選任の特例を認可する場合は、おおむね次の基準によること。

- (1) 短期間（おおむね1年以内）の作業場等であって、所定の衛生管理者が得られないときは、特定の者を衛生管理者の業務に従事させることを条件として、かつ、その期間に限り認可すること。
- (2) 衛生管理者の突然の死亡、退職等特殊な事由により欠員を生じたが、その充足に期

間を要することがやむを得ないと認めるときは、特定の者を衛生管理者の業務に従事させることを条件として、かつ、短期間（おおむね1年以内）に限って認可すること。

3 安全衛生委員会（訓令第19条関係）

- (1) 訓令第19条第2項第6号に規定するその他刑事施設の長が必要と認める者には、総務部長を含むこと。
- (2) 訓令第19条第5項の規定による記録は、3年間保存すること。

4 指導担任者及び工場担任者の職務（訓令第22条関係）

訓令第22条第2項第3号の別に定める就業者作業安全衛生心得は、別紙2のとおりとすること。

5 安全衛生教育記録の保存（訓令第24条及び第25条関係）

訓令第24条第2項及び第25条第3項の規定により作成した記録は、その就業者が出所した後3年間保存すること。

6 健康診断等（訓令第34条関係）

訓令第34条各号に掲げる作業に従事する者に対する健康診断その他保健衛生に関する措置は、次に定める法令に基づき行うこと。

- (1) 屋内作業場等における有機溶剤作業に常時従事する作業
有機溶剤中毒予防規則（昭和47年労働省令第36号）
- (2) 鉛作業に常時従事する作業
鉛中毒予防規則（昭和47年労働省令第37号）
- (3) 四アルキル鉛作業に常時従事する作業
四アルキル鉛中毒予防規則（昭和47年労働省令第38号）
- (4) 屋内作業における粉じん作業に常時従事させる作業
粉じん障害防止規則（昭和54年労働省令第18号）
- (5) 石綿を取扱う作業
石綿障害予防規則（平成17年厚生労働省令第21号）
- (6) 溶接ヒュームを製造し、又は取り扱う作業に常時従事する作業
特定化学物質障害予防規則（昭和47年労働省令第39号）

7 一般基準（訓令第36条関係）

訓令第36条に規定するその他の法令は、次に掲げるものであること。

- (1) クレーン等安全規則（昭和47年労働省令第34号）
- (2) ボイラー及び圧力容器安全規則（昭和47年労働省令第33号）
- (3) 粉じん障害防止規則（昭和54年労働省令第18号）
- (4) 酸素欠乏症等防止規則（昭和47年労働省令第42号）
- (5) 鉛中毒予防規則（昭和47年労働省令第37号）
- (6) 四アルキル鉛中毒予防規則（昭和47年労働省令第38号）
- (7) 有機溶剤中毒予防規則（昭和47年労働省令第36号）
- (8) 石綿障害予防規則（平成17年厚生労働省令第21号）
- (9) 毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）
- (10) 特定化学物質等障害予防規則（昭和47年労働省令第39号）

別紙 1

所長 ①	総括安全衛生 管理者②		総括安全衛生管理者補佐④		指名（解除）⑥ 年 月 日	指名する機関名等 ⑦	官 職	氏 名	印 ⑧
	支所③			支所⑤					

注 1 : ①、②、③、④及び⑤欄は、該当者が押印する（ただし、③、⑤については、⑦欄の被指名者が支所の場合にのみ押印する。）。

注 2 : ⑥欄は、指名又は解除の別及びその年月日を記載する。

注 3 : ⑦欄は、総括安全管理者、支所総括安全管理者、総括安全衛生管理者補佐、支所総括安全衛生管理者、安全管理者、衛生管理者、安全衛生推進者及び作業主任者の名称を記載すること。

注 4 : ⑧欄は、被指名者が押印すること。

注 5 : ②から⑤欄は、⑦欄の被指名者が本人である場合には、押印を必要としない。

別紙2

就業者作業安全衛生心得

第1 安全衛生の基本心得

- 1 安全衛生態度の心得
- 2 服装の心得
- 3 整理整とんの心得
- 4 通行・立入りの心得
- 5 保護具取扱いの心得
- 6 作業の心得

第2 共通的安全衛生心得

- 1 手工具取扱いの心得
- 2 機械作業の心得
- 3 安全装置取扱いの心得
- 4 電気機械器具取扱いの心得

第3 工作機械作業の安全衛生心得

- 1 旋盤作業の心得
- 2 フライス盤作業の心得
- 3 形削盤(シェーパー) 作業の心得
- 4 平削盤(プレーナー) 作業の心得
- 5 ボール盤作業の心得
- 6 グラインダー作業の心得
- 7 金切のこ盤作業の心得
- 8 携帯用動力工具作業の心得

第4 木材加工作業の安全衛生心得

- 1 丸のこ盤作業の心得
- 2 帯のこ盤作業の心得
- 3 糸のこ盤作業の心得
- 4 自動かんな盤作業の心得
- 5 手押しかんな盤作業の心得
- 6 面取り盤作業の心得
- 7 ルーター作業の心得
- 8 木工ボール盤作業の心得
- 9 ほぞ取り盤作業の心得
- 10 角のみ盤作業の心得
- 11 木工旋盤作業の心得
- 12 木工フライス盤作業の心得
- 13 リッパー作業の心得
- 14 ベルトサンダー作業の心得
- 15 パネルソー作業の心得
- 16 フラッシュプレス作業の心得

第5 プレス、シャー作業などの安全衛生心得

- 1 プレス作業の心得
- 2 金属シャー・紙断裁機作業の心得
- 3 遠心機械作業の心得
- 4 粉碎機・混合機作業の心得
- 5 ロール機作業の心得

第6 荷役運搬作業及び建設機械作業の安全衛生心得

- 1 車両系機械作業の一般心得

- 2 フォークリフト作業の心得
- 3 建設機械作業の心得
- 4 コンベヤー作業の心得
- 第7 危険物、有害物取扱い作業の安全衛生心得
 - 1 爆発、火災防止、火気管理の心得
 - 2 危険物、有害物取扱いの心得
 - 3 乾燥機作業の心得
 - 4 ガス溶接作業の心得
 - 5 塗装作業の心得
- 第8 電気に関する作業の安全衛生心得
 - 1 アーク溶接作業の心得
 - 2 スポット溶接作業の心得
 - 3 活線作業の心得
- 第9 荷役作業の安全衛生心得
 - 1 荷の扱い
 - 2 人力運搬作業
 - 3 台車運搬作業
 - 4 はい作業
- 第10 高所作業の安全衛生心得
 - 1 一般事項
 - 2 屋根上の高所作業
 - 3 はしごの作業
 - 4 脚立、脚立足場上の作業
 - 5 足場上の作業
- 第11 農耕・畜産作業の安全衛生心得
 - 1 農耕・畜産用機械作業の心得
 - 2 農薬散布作業の心得
 - 3 畜産作業の心得
- 第12 その他の作業の安全衛生心得
 - 1 ボイラー作業の心得
 - 2 クレーン作業の心得
 - 3 簡易リフト作業の心得
 - 4 玉掛け作業の心得
 - 5 自動車整備作業の心得
 - 6 印刷・製本作業の心得
 - 7 洋裁作業の心得
 - 8 理容・美容作業の心得
 - 9 草刈機作業の心得
 - 10 洗濯・補綴作業の心得
 - 11 炊事作業の心得
- 第1 安全衛生の基本心得
 - 1 安全衛生態度の心得
 - (1) 安全衛生教育を熱心に、まじめに受け、指導されたことは必ず守ること。
 - (2) 手抜きや危ない方法で作業をしないように、お互いに注意し合うこと。
 - (3) 危険を感じたり、無理と思ったときは押し通さないこと。
 - (4) 仕事の慣れによるけがを起こさないよう十分気を付けること。
 - (5) 段取りを良くし、気持ちを引き締め、落ち着いて作業をすること。

(6) 機械や器具は、よく手入れをし、大切に扱うこと。

2 服装の心得

(1) 作業ごとに定められた作業服、作業帽、はきものなどを着用すること。**

(2) 作業服は、ボタンのとれたもの、破れたもの、ほころびたものがあるときは職員に申し出ること。

(3) 機械などに巻き込まれるおそれのある作業では、上着のそで口、ズボンのすそを締めること。

(4) 機械作業をするときや機械の近くで作業をするときは、腰手ぬぐいや首手ぬぐいをしないこと。

(5) 裸で作業をしないこと。

(6) 作業服などは、清潔にしておくこと。

3 整理整とんの心得

(1) 作業場所の、整理整とんに心掛けること。

(2) 物を散らかさないように心掛け、また、作業くず、油ぼろなどは定められた場所の定められた容器に入れること。**

(3) 荷くずれのおそれがある材料や製品は、安定した積み方をし、適切な高さを守ること。また、機械のそばに材料や製品を高く積まないこと。

(4) 材料や工具類を壁、柱、機械などに立て掛けないこと。

(5) 高い棚に物を置くときは、振動などで落ちないように工夫すること。

(6) 崩れやすい物は、当て木を当てて整とんすること。

(7) 消火器、消火栓、出入口、非常口、原動機、配電盤、メインスイッチ、非常停止装置、担架などの付近に物を置かないこと。

(8) 通路の白線からはみ出して、材料、製品、廃材、工具などを置かないこと。

(9) やむを得ず、通路の白線からはみ出して臨時に物を置くときは、はみ出した部分に表示板その他の目印をすること。

(10) 手押し車などは、通路に置いたままにせず、定められた場所に置くこと。

4 通行・立入りの心得

(1) 定められた通路を通ること。

(2) 踏切橋の設備があるときは、これを使用すること。**

(3) 立入りを禁止された場所には、許可された者以外立ち入らないこと。**

(4) クレーンの下や高所作業の行われている下は、通らないこと。

(5) 危険な機械の間、危険さく、危険表示がしてある所は、避けて通ること。

(6) 荷物を持った者や運搬車には、道を譲ること。

(7) 材料や製品などの上を歩いたり、またいだりしないこと。

(8) 通路や階段では、走らないこと。

(9) ふところやポケットに手を入れて歩かないこと。

5 保護具取扱いの心得

(1) 作業ごとに定められた保護具(保護帽、保護眼鏡、安全靴、安全帯、防じんマスク、防毒マスク、手袋など)を使用すること。**

(2) 手袋の使用を禁止されたときは、使用しないこと。**

(3) 保護具は、正しい方法で使用すること。

(4) 保護具は、勝手に改造しないこと。

(5) 保護具は、ていねいに取り扱い、清潔にしておくこと。

(6) 一人一人に保護具が与えられているときは、他人のものを使用しないこと。

6 作業の心得

(1) 作業前には、次のことを守ること。

ア 設備、機械、電気機械器具は、指定された者以外は取り扱わないこと。

イ 可燃性ガス、有機溶剤、毒物、劇物、農薬などの危険物、有害物は指定された者以外は取り扱わないこと。

ウ 作業開始前には、設備、機械、電気機械器具、安全装置、器具、工具、保護具などを点検

- し、異常があるときは、職員に報告すること。
- エ スイッチは、指定された者以外は取り扱わないこと。
- オ 設備、機械、電気機械器具などのスイッチは、元スイッチを入れてから手元スイッチを入れること。
- カ 通路で作業をするときは、職員の許可を受けて、表示板などで表示すること。
- (2) 作業中には、次のことを守ること。
 - ア 作業をするときは、定められた作業手順(作業標準)を守ること。
 - イ 設備、機械、電気機械器具などの点検、掃除、定められた機械の刃物などの取替えをするときは、職員の許可を受けること。
 - ウ 設備、機械、電気機械器具などの異常(異常音、振動、発熱など)を発見したときは、すぐに運転をやめ、職員に報告すること。
 - エ 安全装置、器具、工具、保護具などの不良を発見したときは、職員に報告すること。
 - オ エンジンにガソリンなどの燃料を給油するときは、運転を停止してから行うこと。
 - カ 作業を中断するときや停電のときは、スイッチを切り、ベルト、クラッチ送り装置などのある機械については、それらを遊びの位置にすること。
 - キ 共同で作業をするときは、互いに掛け声などの合図をしてから行うこと。
 - ク 余計なことを考えたりわき見をしたりせず、自分の仕事に全力を出すこと。
- (3) 作業後には、次のことを守ること。
 - ア スイッチを切り、ガスなどのバルブやコックを締め、火の後始末を確かめること。
 - イ 設備、機械、電気機械器具、安全装置、器具、工具、保護具などの、掃除、点検をすること。
 - ウ 材料、製品、工具などは、定められた場所に整理すること。
 - エ 作業場所の清掃をすること。

第2 共通的安全衛生心得

1 手工具取扱いの心得

(1) 一般事項

- ア スパナをハンマーの代わりに使ったり、ハンマーをあてへしの代わりに使うなど、本来の用途以外には使用しないこと。
- イ 工具は、自分で勝手に改造したり、作ったりしないこと。
- ウ 手工具を手を持ったままで、はしごなどを昇り降りしないこと。
- エ ドライバーなど先のとがった工具類は、ポケットに入れたままで歩かないこと。
- オ 柄などに付いている油は、滑ることのないようにふき取っておくこと。

(2) ハンマー作業

- ア ハンマーは、クサビのないもの、頭の抜けそうなもの、柄の折れそうなもの、まくれたもの、片減りしたものは使用しないこと。
- イ ハンマーを振るときは、周りに注意すること。
- ウ ハンマーを使用するときは、手袋を使用しないこと。
- エ ハンマーは、いきなり強く打たないこと。特に、材料の曲がったもの、台になじみの悪いものは、除々に力を加えること。
- オ さびた材料、スケールが飛ぶ材料などを打つときは、保護眼鏡をかけること。
- カ 大型ハンマーを使うときは、自分の体力に合ったものを使用すること。
- キ ハンマーは、使用中でも、時々点検すること。
- ク 共同で作業をするときは、互いに呼吸を合わせて行うこと。

(3) タガネ作業

- ア タガネは、頭のまくれを取って使用すること。
- イ タガネとハンマーは、つり合いのとれたものを使用すること。
- ウ 作業中は、保護眼鏡をかけること。

エ ハツリくずが飛ぶ方向を考え、自分だけでなく周りの者にも注意すること。

(4) スパナ、レンチ作業

ア スパナ、レンチは、ボルト、ナットに合ったものを使用し、ボルト、ナットをスパナ、レンチの口の奥までいっぱいに入れ、体を安定させて作業すること。

イ スパナ、レンチは、手前に引き、小刻みに力を入れること。

ウ 場所の都合で手前に引くことができないときは、手の平で押す要領で力を加えること。

エ 高い所、狭い所でスパナ、レンチを使用するときは、体の安定に注意し、身構えて作業すること。

オ スパナ、レンチには、パイプをはめたり、鉄板などのかませものをしないこと。

カ モンキレンチは、下あご側に回して使用すること。

(5) ヤスリ作業

ア ヤスリは、加工物の寸法に合ったものを使用すること。

イ ヤスリは、柄をしっかりと差し込んで使用すること。

ウ ヤスリで物をたたかないこと。

エ 削り粉を払うときは、ブラシを使用し、口で吹き払わないこと。

オ 万力は、挟み口の完全なものを使用し、締め付けを確実にすること。

(6) ドライバー作業

ア ドライバーは、ねじの溝や穴、ナットの大きさに合ったものを使用すること。

イ ドライバーの先がつぶれて丸くなったものは、使用しないこと。

ウ ドライバーは、こじったり、柄の頭をハンマーで打ったりしないこと。

2 機械作業の心得

(1) 指定された機械以外は、操作しないこと。

(2) 機械の部品などは、許可なく取り外さないこと。

(3) 刃物が回転する機械作業では、手袋を使用しないこと。ただし、作業上必要があるときは、職員の許可を得て、皮手袋など巻き込まれにくい手袋を使用すること。

(4) 作業開始前に、機械ごとに定められた点検表によって点検、給油を行い、十分空転させ、異常を発見したときは、職員に報告すること。*

(5) 機械の運転を開始するときは、定められた合図に従うこと。**

(6) 運転中の機械の刃部において、切粉払いをするときや切削剤を使用するときは、ブラシその他の適当な用具を使用すること。**

(7) 機械や刃部の掃除、検査、修理、取替え、調整の作業をするときは、機械の運転を停止し、スイッチなどの起動装置には、施錠するか、表示板などで表示すること。ただし、機械の運転中に作業を行わなければならないときは、職員の許可を受けること。*

(8) 刃物は、欠け、ひび割れがなく、鋭利な状態であることを確かめること。

(9) 刃物、加工物などは、確実に取り付けること。

(10) 機械から離れるときは、機械の運転を止めること。

(11) 機械の運転を止めて、機械や刃部の掃除、検査、修理、取替え、調整の作業をするときは、機械の惰力回転が止まったことを確かめてから行うこと。

(12) 機械を止めるときは、惰力で回転しているものを手、足、棒などで無理に止めないこと。

(13) 機械、加工物、刃物など回転しているものには、手を触れないこと。

3 安全装置取扱いの心得

(1) 安全装置、覆い、囲いなどは、取り外したり、その機能を失わせたりしないこと。**

(2) 臨時に安全装置などを取り外したり、その機能を失わせたりする必要があるときは、あらかじめ、職員の許可を受けること。**

(3) 職員の許可を受けて、安全装置などを取り外したり、その機能を失わせたりしたときは、その必要がなくなった後、すぐにこれを元に戻しておくこと。**

(4) 安全装置などが付けられていることを確認し、取り外されたり、その機能を失ったりしていることを発見したときは、職員に報告すること。**

(5) 安全装置などを設けてほしいところや改善してほしいところがあるときは、職員に申し出ること。

4 電気機械器具取扱いの心得

- (1) 作業開始前に、コードの損傷、取付け部の緩み、はずれ、破損、アースの状態などを点検し、異常を発見したときは、職員に報告すること。
- (2) ヒューズの交換、コードの補修など電気関係の修理をするときは、職員の許可を受けること。
- (3) 危険、故障、修理中の標識札が掲げているスイッチには、手を触れないこと。
- (4) スwitchの入り切りは、確実に行うこと。
- (5) スwitchのカバーは、いつでも閉めておくこと。
- (6) スwitchは、それによって動く機械などの周りの安全を確かめ、合図、連絡、確認をしてから入れること。
- (7) 手、足、作業服がぬれているときやはだしのときは、電気機械器具や配線に触れないように注意すること。
- (8) モーター、トランスなどの電気設備の異常、漏電、火災などを発見したときは、すぐにスイッチを切り、職員に報告すること。
- (9) 電気に触れて人が倒れたときは、すぐにスイッチを切り、乾いた木材、竹棒などでその者を電気との接触から離すこと。

第3 工作機械作業の安全衛生心得

1 旋盤作業の心得

- (1) 手袋は、使用しないこと。ただし、作業上必要があるときは、職員の証可を受けて、皮手袋など巻き込まれにくい手袋を使用すること。**
- (2) 運転中の立旋盤のテーブルに乗らないこと。**
- (3) 削りくずなどが飛んで危険なときは、遮へい板などの覆いを使用すること。*
- (4) 長尺物を加工するときは、振れ止めをすること。また、端部がベッドからはみ出るときは、覆いや囲いをし、標識を付けること。*
- (5) 加工物の取付け、取り外しのときは、刃物台は十分に引いておくこと。
- (6) バイトは、できるだけ短く取り付けること。また、バイトの取替えは、機械を止めてから行うこと。
- (7) チャックハンドルは、チャックに合ったものを使用し、締め付け後はチャックから取り去ること。
- (8) 自動給油装置がない場合に刃先に給油するときは、長柄のはけ、筆などを使用すること。
- (9) チャックの近くでヤスリをかけるときは、右手を前に出して左ききのようにして行うこと。また、そで口をチャックのツメに引っ掛けないように注意すること。
- (10) 加工物の寸法測定は、機械を止め、刃物台を十分に引いて行うこと。
- (11) 加工物に切粉が巻き付いたときは、機械の運転を止め、かき棒などで取り除くこと。
- (12) 運転中は、できるだけ作業点から体を遠ざけておき、仕上面を指で点検したり、切削面を近くでのぞき込んだりしないこと。

2 フライス盤作業の心得

- (1) 手袋は、使用しないこと。ただし、作業上必要があるときは、職員の許可を受けて、皮手袋など巻き込まれにくい手袋を使用すること。**
- (2) 削りくずなどが飛んで危険なときは、遮へい板などの覆いを使用すること。*
- (3) アーバーを締め付けるときは、運転を止めて行い、締め付けた後は、レンチを忘れずに取り外すこと。
- (4) テーブルを自動送りにするときは、手送り用ハンドルを遊びの位置にしておくこと。また、ハンドルで手を打たれないように注意すること。
- (5) テーブルの送り用歯車は、運転を止めて掛け替えること。
- (6) 運転中は、アーバーの上下から手を入れないこと。

- (7) 回転中のカッターの向こう側に手を入れないこと。
- (8) 運転中は、できるだけ作業点から体を遠ざけておき、仕上面を指で点検したり、切削面を近くでのぞき込んだりしないこと。

3 形削盤(シェーパー) 作業の心得

- (1) ラムなどのストローク端には、さくなどを設けること。*
- (2) 削りくずなどが飛んで危険なときは、遮へい板などの覆いを使用すること。*
- (3) 機械万力を使用するときは、万力口金をバイト方向と直角にし、工作物を万力中央にしっかり締め付けること。
- (4) ラムが動いたときは、万力や工作物にバイトが当たらないことを確かめること。
- (5) 運転中は、できるだけ作業点から体を遠ざけておき、仕上面を指で点検したり、切削面を近くでのぞき込んだりしないこと。
- (6) ラムを起動させるときは、周りに注意し、また、切削中は、ラムの正面に立たないこと。

4 平削盤(プレーナー) 作業の心得

- (1) 削りくずが飛んで危険なときは、遮へい板などの覆いを使用すること。*
- (2) 往復するテーブルの前後の安全を確かめ、テーブルのストローク端にさくなどを設けること。
*
- (3) 運転中は、平削盤のテーブルに乗らないこと。**
- (4) 運転中は、できるだけ作業点から体を遠ざけておき、仕上面を指で点検したり、切削面を近くでのぞき込んだりしないこと。

5 ボール盤作業の心得

- (1) 手袋は、使用しないこと。ただし、作業上必要があるときは、職員の許可を受けて、皮手袋など巻き込まれにくい手袋を使用すること。
- (2) 回転部にセットボルトなどの突出部がないことを確かめること。*
- (3) ドリルは、欠け、ひび割れなどがなく、鋭利な状態であることを確かめること。
- (4) ドリルは、主軸に確実に取り付けられ、横振れがないことを確かめること。
- (5) 加工物が振り回されないための措置を採ること。
- (6) 加工物が振り回されたときは、手で止めようとせずに、機械の運転を止めること。
- (7) 切削くずは、口で吹き飛ばしたりせずに、かき棒、ブラシなどでかき取ること。また、長い切削くずは、運転を止めてからかき取ること。
- (8) 注油は、ドリルの上部から油差しで行い、切削くずに油差しを近づけないこと。
- (9) スピンドルからチャックを外すときは、スピンドルをテーブル近くまで下げて行うこと。

6 グラインダー作業の心得

(1) 一般事項

ア 研削と石の取替え又は取替え時の試運転は、特別教育などを受け、指定された者以外は行わないこと。*

イ と石を取り替えたときには、3分間以上の試運転を行うこと。*

ウ 作業開始前に、と石の試運転を1分間以上行うこと。*

エ と石の試運転をするときは、次のことを守ること。

(ア) と石の締め付け部に緩みがないことを確かめること。

(イ) と石の回転方向が正しいことを確かめること。

(ウ) と石の回転方向に立たないこと。

オ と石は、定められた使用面以外は使わないこと。*

カ 使用中、と石に衝撃を与えないこと。

キ 加工物を切断したり溝などを研削するときは、と石をねじらないように、加工物の保持と作業姿勢に注意すること。

ク グラインダーを戸外に放置したり、湿気の多い場所に長い間置いたりしないこと。

ケ 食事前や作業終了後に作業場所から離れるときは、作業服などに着いた粉じんをブラシなどで取り払うこと。**

- コ 防じんマスクなどの使用を命じられたときは、それを使用すること。**
 - サ 作業場所の換気に注意すること。*
- (2) 卓上(床上) グラインダー作業
- ア ワークレスト(加工物の受け台) がと石の中心とほぼ同じ高さになっていることを確かめること。
 - イ ワークレストとと石のすき間が3ミリメートル以下であることを確かめること。
 - ウ 調整片とと石のすき間が10ミリメートル以下であることを確かめること。
 - エ シールドが正しく取り付けられていることを確かめること。
 - オ 集じん装置があるものについては、研削粉の吸込みが正常であることを確かめること。
- (3) 携帯用グラインダー作業
- ア 二重絶縁構造以外の携帯用グラインダーは、プラグを差し込む前にアースクリップを接地すること。*
 - イ プラグ、電源コードに損傷がないことを確かめること。*
 - ウ プラグを電源に差し込む前やエアホースを接続する前に、グラインダーのスイッチが切れた状態になっていることを確かめること。
 - エ と石の破壊や研削時の火花によりけがをするおそれのない方向にグラインダーを向けて作業すること。また、周りの者に対しても、同じように注意すること。
 - オ 小さい加工物は、しっかり固定してから作業を行うこと。
 - カ と石を加工物に強く当てたり、と石で加工物をたたいたり、と石に衝撃を与えたりしないこと。
 - キ グラインダーは、スイッチを切り、と石回転が止まってから、台の上に置くこと。
 - ク 整備、停電、作業の中断、作業の終了のときは、電源プラグやエアホースを抜くこと。
- (4) 電気グラインダー作業
- ア 電源とグラインダーの電圧、周波数が合っていることを確かめること。
 - イ スイッチを入れる前に、と石の保護覆いなどに表示してある回転方向を確かめておくこと。
 - ウ 爆発性のガスや可燃物のある所では、使用しないこと。
 - エ ディスクグラインダーのオフセットと石と加工面との角度は、5度から30度までで使うこと。
 - オ 新しいと石は、深く切り込むおそれがあるので、グラインダーを手前に引くようにして使用すること。
- (5) 空気グラインダー作業
- ア 空気圧力が6キログラム毎平方センチメートル以下であることを確かめること。
 - イ ホースや接続部は、ひび、割れがなく、また、外れないようにしっかり取り付けられていることを確かめること。
 - ウ 給気ハンドルが確実に作動することを確かめること。
- (6) ハンドグラインダー作業
- ア 定められた軸付きと石を使用すること。
 - イ 加工物に強く押し付けると、軸が曲がったり、折れたりするおそれがあるので、強く押し付けないこと。
- (7) 切断機作業
- ア 切断と石は、側面からの力には弱いので注意すること。
 - イ 加工物は、切断中に動くことがないように確実に固定すること。
 - ウ 切断と石を下ろしてきて加工物に当てるときは、ゆっくり操作すること。
- (8) 機械研削作業
- ア 作業開始前には、各操作ボタン、レバー、ハンドル、クラッチ、ブレーキなどが確実に作動することを確かめること。
 - イ 運転するときは、スイッチを一度でなく、数回入り切りして回転を上げるようにすること。
 - ウ 研削液を使うグラインダーでは研削液はと石の回転中にだけ注ぎ、運転の停止は、研削液

を完全に振り切ってしまうまでと石を回転させてから行うこと。

エ テーブルなど作業中に運動する部分は、あらかじめ、その運動の全長にわたって移動させ、障害物がないことを確かめること。

オ 円筒研削盤は、両センターで加工物を確実につかみ、回し板、回し金に取り付けられていることを確かめること。

カ 円筒研削盤で細長い加工物を研削するときは、振れ止めを使うこと。

キ マグネットチャックを使うときは、着磁力が十分であることを確かめること。

ク 乾式研削盤は、集じん装置の切削粉の吸込みが正常であることを確かめること。

7 金切のこ盤作業の心得

(1) 手袋は、使用しないこと。

(2) のこ刃が折れていないことを確かめること。

(3) 作業中は、機械の正面に立たないこと。

(4) 運転中ののこ刃に体を近づけないこと。

8 携帯用動力工具作業の心得

(1) 一般事項

ア 二重絶縁構造以外の電動工具は、プラグを差し込む前に、アースクリップを接地すること。

*

イ プラグ、電源コード、エアホースに損傷がないことを確かめること。

ウ プラグを電源に差し込む前やエアホースを接続する前に、動力工具のスイッチが切れた状態になっていることを確かめること。

エ 手が巻き込まれるおそれのある携帯用動力工具を使用するときは、手袋は使用しないこと。ただし、作業上必要があるときは、職員の許可を受けて、皮手袋など巻き込まれにくい手袋を使用すること**

(2) 携帯用丸のこ作業

ア のこ刃は、欠け、クラックなどがなく、鋭利な状態で、しっかり締め付けられていることを確かめること。

イ 接触予防装置の移動覆いは、固定して使用しないこと。

ウ 切断作業中は、機械を一定の速さで真っすぐに送り、無理な力を加えたり、こじったり、後退させたりしないこと。

エ 合板などの薄板を切断するときは、切られた部分が下へ垂れて、のこ刃が締め付けられ、機械が反発することがあるので、先取り者を配置するか、補助テーブルなどを設けること。

オ スタンドに取り付けて使用するときは、接触予防装置、割刃が正しく取り付けられており、正常に作動することを確かめること。

カ スタンドに取り付けて使用する場合、材料のひき終わりのときは、押し棒や押さえ木などを使用すること。

(3) 携帯用かんな作業

ア かんな刃が、鋭利な状態で、しっかり締め付けられていることを確かめること。

イ かんな刃は、2枚1組で研磨し、2枚の重量の等しいものを使用すること。

ウ かんな胴の振れが過大でないことを確かめること。

エ スタンドに取り付けて使用するときは、接触予防装置が正しく取り付けられており、正常に作動することを確かめること。

(4) 携帯用電気ドリル作業

ア ドリルは、鋭利な状態であり、チャックでしっかり締め付けられ、振れの無いことを確かめること。

イ 機械の能力以上のドリルは、使用しないこと。

ウ 機械は、一定の速さで真っすぐに押し、無理な力を加えたり、こじったりしないこと。また、ドリルが材料を貫通し始めるときは、押す力を弱め、注意すること。

エ 小さい加工物は、クランプなどでしっかり保持すること。

(5) インパクトレンチ、エアハンマーなどの空気動力工具作業

ア 空気動力工具を使用するときは、コンプレッサーの圧力が定められた圧力であることを確かめること。

イ 接続するホースなどに、ドレンのたまりがないことを確かめること。

ウ ホースや接続部は、ひび、割れがなく、また、外れるおそれがないようにしっかり取り付けられていることを確かめること。

第4 木材加工用機械の安全衛生心得

1 丸のこ盤作業の心得

- (1) 割刃とこの歯とのすき間が 12 ミリメートル以内となっていること、可動式の接触予防装置の覆いの下端の機能が正常であること、回定式の接触予防装置の覆いの下端の高さがテーブル面から 25 ミリメートル以下となっていることを確かめること。*
- (2) 固定式接触予定装置の覆いの下端と加工材上面とのすき間が 8 ミリメートル以下であることを確かめること。*
- (3) 手袋は、使用しないこと。ただし、作業上必要があるときは、職員の許可を得て、皮手袋など巻き込まれにくい手袋を使用すること。**
- (4) 作業開始前に、この歯は、欠け、ひび割れなどがなく、鋭利な状態であり、また、振れの無いようにしっかり締め付けられていることを確かめること。
- (5) 歯口は、この身いっばいの小さなものを使用すること。
- (6) この歯の出は、材料によって異なるが概ね 3~7 ミリメートル以内であることを確かめること。
- (7) 押し棒は、長さが適当であること、折れるおそれがないこと、先端がはずれるおそれのないことを確かめること。
- (8) 材料に、くぎ、かすがいなどの異物や死節がないことを確かめること。
- (9) 材料に付いている取れそうな樹皮は、あらかじめ、取り除いておくこと。
- (10) 材料を送るときは、この歯の正面に立たないこと。
- (11) 材料は、この歯が定速回転になってから、手をやや上げぎみにして、静かに送ること。
- (12) 材料の送給や先取りをするときは、この歯から 15 センチメートル以内に手を出さないこと。
- (13) 送り手は、定規面に材料の基準面をぴったりつけて、音とにおいに注意してひくこと。
- (14) 丸のこで曲材をひかないこと。
- (15) のこがきしんで通らないときは、いったん後へ戻してからひくこと。
- (16) 大節は、割れて飛んでくることがあるから、徐々にひくこと。
- (17) 死節の部分は、ゆっくりと送ること。
- (18) ひいている間は、材料をひねらないようにすること。
- (19) ひき終わるときは、軽く静かにひくこと。
- (20) 小物を切断するときや材料のひき終わりのときは、押し棒や押え木などを使用すること。
- (21) 幅が狭い板をひく場合、押し棒を使用できないときは、適当な治具を使用すること。また、先取り者は、小とびを使用すること。
- (22) 押し棒が、回転中のこの歯に触れないように注意すること。
- (23) 長尺材や幅広材をひくときは、材料の浮き上がりなどを防ぐため、先取り者を付けるか、補助テーブルを設けること。
- (24) 先取り者は、ひき割り口を開きぎみに持ち、送り手の進める速度に合わせてひき出すこと。

2 帯のこ盤作業の心得

- (1) 自動送材車式帯のこ盤の送材車と歯の間には立ち入らないこと。**
- (2) 材料の厚みに合わせて、せりアームの調整を行い、材料と上部せりの下端との間隔は、10 ミリメートル程度にすること。*
- (3) せり装置(帯のこ振れ止め装置)のせりガイドとこの歯の間隔が 0.2 ミリメートル程度であることを確かめること。*
- (4) 手袋は、使用しないこと。ただし、作業上必要があるときは、職員の許可を得て、皮手袋など巻き込まれにくい手袋を使用すること。**

- (5) 作業開始前に、帯のこ歯は、割れや曲がりがなく、鋭利な状態であることを確かめること。また、帯のこの張り具合や接合部に異常がないことを確かめること。
- (6) 帯のこの下端がのこくずにうずまいていないことを確かめること。
- (7) 材料に、くぎ、かすがいなどの異物や死節がないことを確かめること。
- (8) 帯のこ歯は、回転中に破損して飛び出すおそれがあるので、覆いがあるときも横側に立たないこと。
- (9) 材料の送給や先取りをするときは、のこ刃から 15 センチメートル以内に手を出さないこと。
- (10) 自動ローラー帯のこ盤を使用して材料を送給するときは、送りローラーから 15 センチメートル以内に手を出さないこと。
- (11) 材料で、堅い節や、あて材のあるものは、徐々にひくこと。
- (12) 材料の変化に応じて、かすがいの出し入れ、調整を行い、出し過ぎないようにすること。
- (13) ひき割り作業中は、材料をひねらないようにすること。
- (14) 帯のこ歯の過熱を防ぐため、時々給油して冷却すること。
- (15) ひき終わる前に、いったん力を抜き、残りの部分を軽く徐々に切断すること。
- (16) 自動送材式帯のこ盤の操縦ハンドルを離すときは、操作ハンドルにストッパーをかけること。

3 糸のこ盤作業の心得

- (1) 手袋は、使用しないこと。
- (2) 糸のこは、適度に張り、確実に取り付けること。
- (3) 材料の節、逆目、くぎなどが無いことを確かめてから作業すること。
- (4) 切りにくい材料は、無理に押さないこと。
- (5) 作業中は、手をのこ歯から離しておくこと。

4 自動かな盤作業の心得

- (1) 手袋は、使用しないこと。ただし、作業上必要があるときは、職員の許可を受けて、皮手袋など巻き込まれにくい手袋を使用すること。**
- (2) かな刃は、欠け、ひび割れなどがなく、鋭利な状態であることを確かめ、重量の等しいものを、各刃の出を均等にして、左右水平に取り付けること。
- (3) 送りロールの、押さえが適正であることを確かめること。
- (4) 材料に、くぎ、かすがいなどの異物や死節がないことを確かめること。
- (5) 材料を送るときは、材料の真後ろに立たないこと。また、材料の送り口に顔を近づけてのぞかないこと。
- (6) 平削りは、1.5 ミリメートル以下の切り込みとし、一度に厚く削り落とさないこと。
- (7) 反発などの危険を防ぐため、厚みの異なる材料を同時に削らないこと。また、送りロールに掛からないような 30 センチメートル以下の短い材料は、送らないこと。
- (8) 送材中、万一材料が重なったときは、すぐにスイッチを切ること。
- (9) 材料で、木節のあるもの、逆目のもの、あて材のあるものは、はね返ったり、木節の欠けが飛ぶおそれがあるので、送りの調整に注意すること。

5 手押しかな盤作業の心得

- (1) 固定式接触予防装置は、刃の露出部分の幅が、材料の幅に応じて、最小限度となっていることを確かめること。*
- (2) 手袋は、使用しないこと。ただし、作業上必要があるときは、職員の許可を受けて、皮手袋など巻き込まれにくい手袋を使用すること。**
- (3) かな刃は、欠け、ひび割れなどがなく、鋭利な状態であることを確かめ、重量の等しいものを、各刃の出を均等にして、左右水平に取り付けること。
- (4) 刃が 1 ミリメートル以上出していないことを確かめること。また、刃先とテーブルとのすき間は、1 ミリメートル程度とすること。
- (5) 材料を押し始めるときは、危険なので、しっかり身構えること。
- (6) 材料で、木節のあるもの、逆目のもの、繊維の変化の多いものは、はね返ったり、木節の欠けが飛ぶおそれがあるので、ゆっくりと送るようにし、力を入れて無理に押さないこと。

- (7) 材料の送り速度は、早すぎないこと。
- (8) 削り終わるときに、手が材料から外れやすいので、右手でしっかり押さえること。
- (9) 薄板や小物(長さ 40 センチメートル以下) を削るときは、材料の長さ、厚さ、幅に適応した専用の押え具を使用すること。

6 面取り盤作業の心得

- (1) 接触予防装置の覆いは、切削に必要でない刃の部分の覆うように調節すること。*
- (2) 刃の接触予防装置が付いていない場合に、治具、工具の使用を命じられたときは、これらを使用すること。**
- (3) 手袋は、使用しないこと。ただし、作業上必要があるときは、職員の許可を受けて、皮手袋など巻き込まれにくい手袋を使用すること。**
- (4) 刃物は、欠け、ひび割れなどがなく、鋭利な状態で、主軸に確実に取り付けられていることを確かめること。
- (5) 材料を曲線に切削するときや小さな材料を切削するときは、治具や押え木を使用すること。
- (6) 材料で、木節のあるもの、逆目のもの、硬いもの、あて材のあるものは、反発するおそれがあるので、ゆっくりと送るようにし、力を入れて無理に押さないこと。
- (7) 切削終了後は、接触予防装置などで刃部を全部覆うようにすること。

7 ルーター作業の心得

- (1) 手袋は、使用しないこと。ただし、作業上必要があるときは、職員の許可を受けて、皮手袋など巻き込まれにくい手袋を使用すること。**
- (2) 刃物は、欠け、ひび割れなどがなく、鋭利な状態で、主軸に確実に取り付けられていることを確かめること。
- (3) 接触予防具と加工材のすき間が 8 ミリメートル以下であることを確かめること。
- (4) 定規は、動かないようにしっかり固定すること。
- (5) 材料で、木節のあるもの、逆目のもの、硬いもの、あて材のあるものは、反発するおそれがあるので注意すること。
- (6) 小さな材料を切削するときは、治具や押え木などを使用すること。
- (7) 材料は、切削面が刃の回転方向に逆らうように送ること。
- (8) 一度に多く削らないこと。削りしろが多いときは、数回に分けて切削すること。

8 木工ボール盤作業の心得

- (1) 手袋は、使用しないこと。ただし、作業上必要があるときは、職員の許可を受けて、皮手袋など巻き込まれにくい手袋を使用すること。**
- (2) 回転部に、セットボルトなどの突出部がないことを確かめること。*
- (3) ドリルは、欠け、ひび割れなどがなく、鋭利な状態であることを確かめること。
- (4) ドリルは、主軸に確実に取り付けられ、横振れがないことを確かめること。
- (5) 加工物が振り回されないための措置を採ること。
- (6) 加工物が振り回されたときは、手で止めようとせずに、機械の運転を止めること。
- (7) スピンドルからチャックを外すときは、スピンドルをテーブル近くまで下げて行うこと。

9 ほぞ取り盤作業の心得

- (1) 手袋は、使用しないこと。ただし、作業上必要があるときは、職員の許可を受けて、皮手袋など巻き込まれにくい手袋を使用すること。**
- (2) 刃物は、欠け、ひび割れなどがなく、鋭利な状態で、主軸に確実に取り付けられていることを確かめること。
- (3) 材料は、ハンドル式の木押え装置により、確実に固定すること。
- (4) 材料の着脱は、滑り定盤を手前いっぱい引いてから行うこと。
- (5) 材料を送るときは、締めハンドルと定規を持つこと。
- (6) 切りくずがカッターやかんな刃に当たって飛ばないように、下方に傾斜板を置くこと。

10 角のみ盤作業の心得

- (1) 手袋は、使用しないこと。ただし、作業上必要があるときは、職員の許可を受けて、皮手袋な

ど巻き込まれにくい手袋を使用すること。**

- (2) きりの先端は、角のみの刃先より1ミリメートルから2ミリメートル程度出しておくこと。
- (3) 角のみを抜き出すときは材料が、浮き上がらないように注意すること。

11 木工旋盤作業の心得

- (1) 手袋は、使用しないこと。ただし、作業上必要があるときは、職員の許可を受けて、皮手袋など巻き込まれにくい手袋を使用すること。**
- (2) 材料は、加工中に飛ばないように、面板又は心押台に確実に取り付けること。
- (3) ペーパー研磨をするときは、材料をペーパーで握らないこと。

12 木工フライス盤作業の心得

- (1) 手袋は、使用しないこと。ただし、作業上必要があるときは、職員の許可を受けて、皮手袋など巻き込まれにくい手袋を使用すること。**
- (2) アーバーを締め付けるときは、運転を止めてから行い、締め付けた後は、レンチを忘れずに取り外すこと。
- (3) テーブルを自動送りにするときは、手送り用ハンドルを遊びの位置にしておくこと。また、ハンドルで手を打たれないように注意すること。
- (4) テーブルの送り用歯車は、運転を止めて掛け替えること。
- (5) 運転中、アーバーの上下から手を入れないこと。
- (6) 回転中のカッターの向こう側に手を入れないこと。
- (7) 運転中は、できるだけ作業点から体を遠ざけておき、仕上面を指で点検したり、切削面を近くでのぞき込んだりしないこと。

13 リッパー作業の心得

- (1) 手袋は、使用しないこと。ただし、作業上必要があるときは、職員の許可を受けて、皮手袋など巻き込まれにくい手袋を使用すること。**
- (2) 材料を送る前に、反発防止装置のツメが下げられていることを確かめること。
- (3) 材料に、くぎ、かすがいなどの異物や死節がないことを確かめること。
- (4) 押えロールが材料を完全に押さええていることを確かめること。
- (5) キャタピラの速度が材料の厚さや材質に適していることを確かめること。
- (6) 材料を送るときは、送給口の正面に立たないこと。特に、薄板や端材のひき割りには注意すること。

14 ベルトサンダー作業の心得

- (1) 手袋は、使用しないこと。ただし、作業上必要があるときは、職員の許可を受けて、皮手袋など巻き込まれにくい手袋を使用すること。**
- (2) 作業前に、サンドベルトに裂け目やたるみがないことを確かめること。
- (3) サンドベルトは、継ぎ目が回転方向に逆らわないように取り付けること。
- (4) 材料は、定盤に密着させ、特に安定の悪い材料の研磨は、しっかりと受板に当てること。
- (5) 小さい材料の研磨は、治具を使用すること。

15 パネルソー作業の心得

- (1) 手袋は、使用しないこと。ただし、作業上必要があるときは、職員の許可を受けて皮手袋など巻き込まれにくい手袋を使用すること。**
- (2) 材料に、くぎ、かすがいなどの異物や死節がないことを確かめること。
- (3) 共同で作業をするときは、互いに掛け声などの合図をしてから行うこと。

16 フラッシュプレス作業の心得

- (1) 共同で作業をするときは、スイッチを操作する者は、共同作業者が機械から離れたことを確かめてから、スイッチを入れること。
- (2) プレスの作動中は、他の作業者を機械に近づけたり、圧縮板の下(内部)に手を入れたりしないこと。

第5 プレス、シャー作業などの安全衛生心得

1 プレス作業の心得

- (1) 金型、安全装置又は安全囲いの取付け、取外し又は調整は、特別教育などを受け、指定された者以外は行わないこと。*
- (2) 金型の調整のためスライドを作動させるときは、寸動機構が有るものは寸動により、ないものは手回しで行うこと。*
- (3) 動力プレスの金型の取付け、取外し又は調整の作業を行う場合において、身体の一部が危険限界に入るときは、安全ブロックを使用するなどの措置を採ること。**
- (4) 安全装置や手工具は、定められたものを使用すること。
- (5) クラッチが確実に作動することを確認すること。
- (6) ブレーキが適正に作動することを確認すること。
- (7) スイッチを入れるときは、クラッチが切れていることを確認すること。また、クラッチを入れたまま機械を止めないこと。
- (8) 加工中の部品を挿入するときや、部品や抜きくずを取り出すときは、必要に応じて手工具を使用し、型の間に手を入れないこと。
- (9) 材料、金型に潤滑油を塗る必要があるときは、長い柄のついたブラシなどを使用し、危険限界内に手が入らないようにすること。
- (10) ペダルで作動するプレスは、次のことを守ること。
 - ア ペダルに緩みがなく、ペダルカバーが完全であることを確認すること。
 - イ 不必要なペダルの空踏みは行わないこと。
 - ウ 連続作業以外は、一回ごとにペダルから足を離すこと。
- (11) スライドが上死点の定位置よりも行きすぎて止まったときや二度落ちしたときは、すぐにそのままの状態で作業を止め、職員に報告すること。
- (12) 材料の送給に、ピンセットなどの手工具を使用するときは、ピンセットの指止めより先に指を出さないこと。

2 金属シャー・紙断裁機作業の心得

(1) 一般事項

- ア 刃、安全装置又は安全囲いの取付け、取外し又は調整は、特別教育などを受け、指定された者以外は行わないこと。*
- イ 刃の下には、手を入れないこと。
- ウ スイッチを入れるときは、クラッチが切れていることを確認すること。
- エ 機械から離れるときは、スイッチを切り、クラッチを完全に切っておくこと。
- オ 足踏みペダルは、必要なとき以外には踏まないこと。
- カ 共同で作業するときは、互いに合図を確認してから行い、押ボタンスイッチを入れ足踏みペダルを踏むのは、指定された一名の者が行うこと。
- キ 定められている厚さ以外の材料は、切断しないこと。
- ク ベッドに工具や不要の材料、残材が乗っていないことを確認すること。
- ケ 切断するときは、刃から 15センチメートル以内に手を近づけないこと。

(2) 金属シャー作業

- ア 薄い板であっても、重ね切りはしないこと。
- イ 半製品を機械の後面から前面に返すときは、刃の間を通さないこと。
- ウ 材質が硬いものや小さいものは、切断片が飛び跳ねることがあるので、注意すること。
- エ 材料の幅が狭いときは、押え金具などの補助具を使用すること。
- オ エキセンバー式せん断機を使用して小物を切断するときは、板押えに指が挟まれないように注意すること。
- カ 作業が終わったときは、クラッチバーの安全ピンを入れること。

3 遠心機械作業の心得

- (1) 手袋は、使用しないこと。ただし、作業上必要があるときは、職員の許可を受けて、定められた手袋を使用すること。**
- (2) ふたがしっかりと閉じることを確認し、運転するときは、確実にふたをすること。*

- (3) バケツの中に、多量に物を入れないこと。
- (4) 運転中は、回転体に手を触れないこと。
- (5) 振動が激しいときは、運転を止め、回転が完全に止まってから調べること。
- (6) 内容物を取り出すなどふたを開ける必要があるときは、機械の回転が完全に止まってから行うこと。*

4 粉砕機・混合機作業の心得

- (1) 機械の開口部のふたや囲いなどが、可動部分に接触しないことを確かめること。*
- (2) 内容物は、機械の運転を停止し、回転が完全に止まってから取り出すこと。*
- (3) 内容物を取り出すときに、機械の運転を停止することが作業の性質上できない場合で、用具の使用を命じられたときは、これを使用すること。**
- (4) 手袋は、使用しないこと。ただし、作業上必要があるときは、職員の許可を受けて、定められた手袋を使用すること。
- (5) 機械の中に多量に材料を入れないこと。
- (6) 振動が激しいときは、運転を止め、回転が完全に止まってから調べること。
- (7) 運転中は、可動部分に手を触れないこと。

5 ロール機作業の心得

- (1) 手袋は、使用しないこと。ただし、作業上必要があるときは、職員の許可を受けて、定められた手袋を使用すること。
- (2) ロールが回転しているときは、ロールに、手を触れたり近づけたりしないこと。
- (3) 手送りの場合は、材料とコロやロールとの間に、手足などを挟まれないように注意すること。
- (4) 共同で作業をするときは、互いに掛け声などの合図をしてから行うこと。

第6 荷役運搬機械及び建設機械作業の安全衛生心得

1 車両系機械作業の一般心得

- (1) ショベルローダーやフォークローダーの運転は、資格の有る者又は特別教育を受けた者で、指定されたもの以外は行わないこと。
- (2) 機械は、その目的以外の用途に使用しないこと。*
- (3) 作業を行うときは、乗車席以外には乗らないこと。*
- (4) 機械を発進させるときは、周りの安全を確かめてから行うこと。
- (5) 機械を運転するときは、定められた制限速度を超えないこと。**
- (6) 機械の運転や機械を用いて作業を行う場合に、誘導者が配置されているときは、誘導者の合図と誘導に従うこと。**
- (7) 機械の修理、点検などの作業をする場合に、フォーク、ショベル、ブームアームなどの下に入るときは、安全支柱、安全ブロックなどを使用すること。**
- (8) 機械の運転位置から離れるときは、フォーク、ショベル、バケツ、ジッパーの装置を地上に下ろし、原動機を止め、ブレーキを確実にかけるなど、機械の逸走を防止する措置を採ること。
**
- (9) 車両系の機械の点検、整備を行うときは、鍵をスイッチから外し、表示板を取り付けておくこと。

2 フォークリフト作業の心得

- (1) フォークリフトの運転は、資格の有る者又は特別教育を受けた者で、指定されたもの以外は行わないこと。
- (2) 使用するパレットなどに著しい損傷、変形などが無いことを確かめること。*
- (3) フォークやパレットの上に人を乗せて運ばないこと。
- (4) 前もって荷の重量、重心の位置などを確かめ、積み過ぎないように注意すること。
- (5) マストが前傾の状態、荷を上げたり走行したりしないこと。
- (6) 路面の状態に注意し、車両が傾いた状態で荷を上げないこと。
- (7) 荷を急降下させないこと。
- (8) 荷を上げたフォークの下に、人を立ち入らせないこと。

- (9) なるべくフォークの位置を低くし(路面上から 20 センチメートル程度) 、前方が十分見える状態にして走行すること。
- (10) 大きな荷物で前方が見えないときは、後進運転するか、誘導をしてもらうこと。
- (11) 旋回するときは、旋回方向の安全を確かめ、徐行して小回りすること。
- (12) 急発進、急停止、急旋回しないこと。
- (13) 湿った所、滑りやすい所、整地されていない所、坂道などでは、徐行すること。
- (14) 荷を積んで坂道などを走行するときは、上りは前進運転、下りは後進運転をすること。

3 建設機械作業の心得

- (1) 建設機械の運転は、資格のある者又は特別教育を受けた者などで、指定されたもの以外は行わないこと。
- (2) 機械をダンプなどに積み降しするときは、平たんで堅固な場所で、転倒などの防止措置を完全にしてから、誘導に従って行うこと。*
- (3) 建設機械による法面施行、天端仕上げ、穴掘りなどを行うときは、土砂崩れや地滑りの危険があるので注意すること。
- (4) 人が近くにいる所では、作業をしないこと。人が近づいてきたときは、運転をいったん停止して、注意すること。

4 コンベヤー作業の心得

- (1) 運転中のコンベヤーには、乗らないこと。**
- (2) コンベヤーは、目的以外には使用しないこと。
- (3) 運搬する荷の形状、重量などに見合ったコンベヤーを使用すること。
- (4) コンベヤーには、積載能力以上の物を載せないこと。
- (5) コンベヤーから荷が落ちることのないように注意すること。
- (6) 踏切橋や荷の落下を防止するための設備がないコンベヤーの上や下を横断しないこと。
- (7) 非常停止装置の周りには、物を置かないこと。
- (8) 移動式コンベヤーを設置するときは、安定と角度に注意すること。
- (9) 移動式コンベヤーでは、プラグ、コードに損傷がないことを確かめること。また、アースを確実にすること。
- (10) トロリーコンベヤーは、作業開始前に、トロリーとチェーン、ハンガーとが確実に接続されていることを確かめること。*

第7 危険物、有害物取扱い作業の安全衛生心得

1 爆発、火災防止、火気管理の心得

- (1) 爆発のおそれのあるガス容器などは、資格のある者などで、指定されたもの以外は取り扱わないこと。
- (2) 多量の燃えやすい物や危険物などがあって、爆発や火災が生ずるおそれのある場所では、火花やアークを発生したり火気を使用しないこと。**
- (3) 引火性の物や可燃性ガスなどがあって、爆発や火災が生ずるおそれのある場所では、防爆構造の電気機械器具以外は使用しないこと。**
- (4) 引火性の油類などの危険物が残っているおそれのある配管、タンク、ドラム缶などの容器は、これらの危険物を取り除いた後でなければ、溶接などの火気を使用する作業を行わないこと。
**
- (5) 火気を使用する作業や火花を発生するおそれのある作業を行うときは、酸素を通風又は換気のために使用しないこと。**
- (6) 火気使用場所では、許可なく暖をとったり、衣類などを乾燥させたりしないこと。なお、火気を使用した者は、確実に残火の始末をすること。**
- (7) 火気の周りには、引火、発火しやすい物は置かないこと。
- (8) 油、塗料、印刷用インキ類がしみたボロ、紙くずなどは、ふた付きの定められた容器に入れること。*
- (9) 塗料、ガソリンなど引火性、可燃性のものは、定められた量以上を作業場に置かないこと。

- (10) 高熱物を取り扱う作業では、保護具を使用すること。**
- (11) たき付けにガソリンなどの揮発性の高い油類を使用しないこと。
- (12) 日ごろから消火器の位置や使用方法をよく覚えておくこと。
- (13) 消火器、防火水槽、バケツなどの消防器具は、定められた置場から勝手に動かさないこと。
- (14) 消火器具置場の周りには、物を置かないこと。
- (15) 火災が発生したときは、すぐに電気のスイッチを切ること。

2 危険物、有害物取扱いの心得

- (1) 危険物を取り扱う扱うときは、次のことを守ること。**
 - ア 爆発性、発火性、引火性の物は、火気その他点火源となるおそれがあるものに近づけたり、衝撃を与えたりしないこと。
 - イ 酸化性の物は、分解が促されるおそれがあるものに接触させたり、衝撃を与えたりしないこと。
 - ウ 危険物を取り扱う設備のある場所は、整理整頓し、可燃性の物や酸化性の物を置かないこと。
- (2) 引火性の物や可燃性ガスで液状の物を、ホースを用いて、ドラム缶などに注入するときは、ホースの結合部を確実に締め付け、又ははめ合わせたことを確認してから行うこと。**
- (3) ガソリンが残っているドラム缶などに灯油や軽油を入れるときは、その内部を洗浄し、安全な状態にしたことを確認してから行うこと。**
- (4) 引火性の物の蒸気、可燃性ガス、可燃性の粉じんが発生する場所では、通風、換気、除じんなどを行うこと。**
- (5) 有機溶剤などを入れたことのあるタンクの内部における作業では、送気マスクを使用すること。**
- (6) タンクなどの内部における有機溶剤作業では、送気マスク又は有機ガス用防毒マスクを使用すること。**
- (7) 容器は、使用后、確実にふたや栓をし、すぐに返納すること。また、空容器の処理は、職員の指示に従うこと。*
- (8) 危険物、有害物を取り扱う場合に、頭痛、風邪などで体の具合の悪いときは、職員に申し出ること。
- (9) 危険物、有害物は、その危険性や毒性、予防方法をよく覚えてから取り扱うこと。
- (10) 危険物、有害物は、定められた場所又は職員に指示された場所以外では使用しないこと。
- (11) 危険物、有害物を使用した後は、流水で手を洗い、うがいを十分にすること。また、作業服が汚れたときは、職員に申し出ること。
- (12) 危険物、有害物が、破損しやすいびん、かめ又は袋に入っている場合は、取扱いに注意すること。
- (13) 危険物、有害物を飲んだり、においをかいだり、手で触れたりしないこと。
- (14) 危険物、有害物の入っている容器を投げ降すなど、乱暴に取り扱わないこと。

3 乾燥機作業の心得

- (1) 乾燥設備を使用するときは、内部の掃除や換気を行うこと。*
- (2) 乾燥設備の周りに、油など発火しやすいものを置いていないことを確かめること。
- (3) 乾燥物は、引火性の溶剤などが著しく付いたままでは、乾燥器に入れないこと。
- (4) 乾燥物の量が適切であることを確かめること。
- (5) 乾燥作業中は、扉を確実に閉めておくこと。
- (6) 温度の調節が適切であることを確かめること。
- (7) 排気ダンパの開度が適正であることを確かめること。
- (8) 停電の場合は、熱源を切って、消炎し、電源スイッチを切ること。
- (9) 乾燥を終えたときは、熱源を確実に切ること。
- (10) 乾燥物を出すために扉を開けるときは、熱風に注意すること。
- (11) 乾燥した物は、冷えてから格納すること。

4 ガス溶接作業の心得

- (1) ガス溶接作業は、資格のある者などで、指定された者以外は行わないこと。
- (2) 通風や換気が不十分な場所でガス溶接作業をするときは、次のことを守ること。*
 - ア ホース及び吹管は、損傷、摩擦などにより、ガスなどが漏れるおそれのないものを使用すること。
 - イ ホースや吹管の接続箇所は、ホースバンド、ホースクリップなどを使用して、確実に締め付けること。
 - ウ ホースにガスなどを供給するときは、吹管バルブを閉めた後に行うこと。**
 - エ ガスなどの供給口のバルブなどには、使用者の名札を取り付けておくこと。**
 - オ 溶断の作業をするときは、十分な換気を行うこと。**
 - カ 作業の中断や終了により作業箇所を離れるときは、ガスなどの供給口のバルブなどを閉じて、ホースを供給口から取り外すこと。**
- (3) ガスや酸素の容器を取り扱うときは、次のことを守ること。*
 - ア 通風や換気の不十分な場所、火気を使用する場所、危険物や発火性の物などを取り扱う場所では、容器を置いたり、使用したりしないこと。
 - イ 容器は、直射日光などにより温度が上がる場所には置かないこと。
 - ウ 容器は、転倒しないように、チェーンなどで確実に固定すること。
 - エ ガスなどの容器には、衝撃を与えないこと。
 - オ ガスなどの容器を運ぶときは、弁を確実に閉め、キャップを確実にねじ込み、倒さないように注意すること。
 - カ ガスなどの容器を使用するときは、口金に付いている油類やごみを取り除くこと。
 - キ ガスなどの容器のバルブの開閉は、ハンドルや専用のスパナで静かに行い、使用中は弁に取り付けたままにしておくこと。
 - ク 溶解アセチレンの容器は、立てておくこと。
 - ケ 使用前又は使用中の容器と空の容器とは、標示をし、区別しておくこと。
 - コ 作業服は、油やグリースで汚れたものを着ないこと。
- (4) ガス容器の色は、酸素容器が黒色、アセチレン容器が褐色、液化石油ガスがねずみ色であるから、間違えないように注意すること。
- (5) ホースの色は、酸素用ホースが黒色、可燃性ガス用ホースが赤色であるから、間違えないように注意すること。
- (6) アセチレン容器の弁は、1.5回転以上は開かないこと。
- (7) 容器の弁を開くときは、放出口や圧力計を体の方に向けないこと。
- (8) ホース、吹管、調整器の接続部に、グリース、油類などが付いていないことを確かめること。
- (9) 暑いときでも、体の露出部をできるだけ少なくすること。
- (10) 点火は、吹管をしっかりと保持し、吹管の火口を安全な方向に向けて行うこと。
- (11) ホースを肩にかけて作業をしないこと。
- (12) 吹管は、点火したまま放置しないこと。
- (13) 作業中、逆火を起こしたときは、すぐに吹管の酸素用バルブを閉め、次にアセチレン又は液化石油ガス用バルブを閉じて、吹管と火口を点検すること。また、2、3回続けて逆火を起こしたときは、職員に報告すること。
- (14) アセチレン容器の栓の部分に、火の粉をかけたり、火炎であぶったりしないこと。
- (15) 容器に吹管の火を当てないこと。
- (16) ガス容器にホースを掛けないこと。

5 塗装作業の心得

- (1) 塗装室には、指定された者以外は立ち入らないこと。
- (2) ブースその他塗装用の排気装置に、ダストがたまっていないことを確かめること。*
- (3) 排気装置、換気装置に異常がないことを確かめ、異常を発見したときは、すぐに職員に報告すること。

- (4) 塗料や有機溶剤は、許可なく使用しないこと。
- (5) 作業場内では、火気その他火源となるおそれのあるものに注意すること。
- (6) コンプレッサーの圧力調整弁には触れないこと。
- (7) 塗料や溶剤の容器は、確実にふたや栓をすること。*
- (8) 塗料や溶剤が、肌に付いたり、眼に入ったりしないように注意すること。
- (9) 作業中、頭痛、めまい、おう吐などの症状を覚えたときは、職員に申し出ること。
- (10) 静電塗装室に入るときは、高圧電源を切り、装置類の除電を確実にすること。

第8 電気に関する作業の安全衛生心得

1 アーク溶接作業の心得

- (1) アーク溶接作業は、特別教育などを受けた者で、指定されたもの以外を行わないこと。*
- (2) 溶接機の外箱と大地間、二次側の帰線と大地間のアースが完全であることを確かめること。*
- (3) 定められた溶接棒ホルダーを使用し、また、溶接棒をくわえる部分以外はすべて覆われていることを確かめること。*
- (4) 保護眼鏡、保護手袋、呼吸用保護具、前掛、手甲、足甲掛などの定められた保護具を着用すること。*
- (5) タンク、ボイラー、その他通風が不十分な場所において、アルゴン、炭酸ガス、ヘリウムを使用して行う溶接の作業で、空気呼吸器などの使用を命じられたときは、これを使用すること。
**
- (6) 作業服は、油やグリースで汚れたものや湿ったものを着ないこと。
- (7) 暑いときでも、体の露出部をできるだけ少なくすること。
- (8) 周りに作業者がいるときは、しゃ光衝立、しゃ光幕などを使用すること。*
- (9) アーク光は、直接見ないこと。また、補助者であっても、しゃ光保護具を使うこと。
- (10) 作業を中断するときは、溶接機のスイッチを切っておくこと。
- (11) 作業の中断又は終了時には、周りや、前掛、腕カバーなどに飛火していないことを確かめること。

2 スポット溶接作業の心得

- (1) スポット溶接の作業は、アーク溶接作業の特別教育を受けた者などで、指定されたもの以外行わないこと。
- (2) 保護眼鏡、保護手袋、呼吸用保護具、前掛、手甲、足甲掛などの定められた保護具を使用すること。*
- (3) 作業服は、油やグリースで汚れたものや湿ったものを着ないこと。
- (4) 暑いときでも、体の露出部をできるだけ少なくすること。
- (5) スパッタの発生が著しい作業では、飛散防止板などを置くこと。*
- (6) チップ(電極棒)に、きず、変形、緩みがないことを確かめること。
- (7) チップは、赤熱したままで使用しないこと。

3 活線作業の心得

- (1) 活線作業は、特別教育などを受け、指定された者以外を行わないこと。
- (2) 低圧の充電電路の点検、修理などの作業をする場合に、絶縁用保護具の着用又は活線作業用器具の使用を命じられたときは、これを着用し又は使用すること。**
- (3) 低圧の充電電路に絶縁用防具の取付けを命じられたときは、これを取り付けること。**
- (4) 低圧の充電電路の絶縁用防具の取付け又は取外しの作業を行うときに、絶縁用保護具の着用又は活線作業用器具の使用を命じられたときは、これを着用し又は使用すること。**

第9 荷役作業の安全衛生心得

1 荷の扱い

- (1) 投げ積み、引き下ろしをしないで、ていねいに取り扱うこと。
- (2) 荷物は、できるだけ低く積み、転がりやすい物や倒れやすい物は、当てものや支柱を使い安定させること。
- (3) 安定の悪い積み荷は、ロープを掛けること。

- (4) 重い物をつり降ろすときは、下敷を置くこと。
- (5) 重い物は、低くつって、静かに運ぶこと。
- (6) 危険物や長尺物を運搬するときは、その端に危険表示をすること。

2 人力運搬作業

- (1) 自分の力に余る物は、無理して持ち上げたり、担いだり、抱え運びをしないこと。
- (2) 荷の重さが、男子では 25 キログラム、女子では 20 キログラム以上の物は、連続して運搬しないこと。
- (3) 55 キログラム以上の重い物は、二人で運ぶか又は運搬車を使うこと。
- (4) 物を持ち上げるときは、手をなるべく深くかけ、腰を低くし、ひざを伸ばしながらゆっくり持ち上げること。
- (5) 肩の荷は、腰を下げて下ろし、無理と思うときは、助けを借りること。
- (6) 共同作業をするときは、次のことを守ること。
 - ア 互いに掛け声などの合図をし、特に、持ち上げたり下ろしたりするときは、調子をそろえて行うこと。
 - イ 持ち運ぶときは、急に方向を変えないこと。
 - ウ 持ち運ぶ途中で、無断で力を抜かないこと。
- (7) 酸素などのボンベやその他危険な物は、慎重に取り扱い、周りに気を付けて運ぶこと。
- (8) 歩み板は丈夫で、割れや腐れなどが無い安全なものを使うこと。
- (9) 歩み板は、滑り止めをし、傾斜を急にしないこと。
- (10) 歩み板が外れたり、跳ねたりしないように、取付けに注意すること。

3 台車運搬作業

- (1) 荷を積み過ぎないようにし、また、重い荷を下に積み、片荷にならないようにすること。
- (2) 自動車や台車などに荷を積むときは、動かないように車止めをすること。
- (3) 台車は、前から引かないで、後ろから押すこと。
- (4) 運搬するときは、台車などの上に乗らないこと。
- (5) 荷くずれや歩行者に気をつけること。
- (6) 曲がり角では、徐行しながら大回りをすること。

4 はい作業

- (1) はいの上で作業をする場合、昇降設備があるときは、これを使用すること。 **
- (2) 床面からの高さが 2 メートル以上のはいについて、はいくずしの作業を行うときは、中抜きをしないこと。 **
- (3) 容器が袋、かます、俵である荷により構成されるはいについては、ひな段状にくずし、ひな段の各段の高さは、1.5 メートル以下とすること。 **
- (4) 高さが 2 メートル以上のはいの上における作業を行うときは、保護帽を着用すること。 **

第 10 高所作業の安全衛生心得

1 一般事項

- (1) 高さが 2 メートル以上の所には、許可なく上がらないこと。
- (2) 高さが 2 メートル以上の所で作業をする場合、安全帯などの使用を命じられたときは、これを使用すること。 **
- (3) 安全帯を使用するときは、安全帯及びその取付け設備に異常がないか時々点検すること。 *
- (4) 安全帯を使用するときは、ロープの長さは取り付けた箇所から 2 メートル以内とすること。また、鋭い角などにロープが当たらないように十分注意すること。
- (5) 安全帯は、フックの外れ止め装置の付いたものを使い、しっかりとした所に取り付けること。
- (6) 高所作業を行うとき、又は高所作業を行っている所で作業を行うときは、保護帽を着用すること。 **
- (7) 保護帽は、帽体とハンモックとのすきまを 25 ミリメートル程度に調整し、あごひもをしっかりと締めること。
- (8) 作業服は、そで口、ズボンのすそなどを締めて着用し、はき物は、地下たびなど滑りにくいも

のをはくこと。

- (9) 高さ又は深さが 1.5 メートルを超える所で作業をする場合、昇降設備があるときは、これを使用すること。*
- (10) 作業床などの上には、工具、材料などを置かないこと。また、静かに歩くこと。
- (11) 投下設備がなかったり、監視する者がいないときは、高さが 3 メートル以上の所から物を投下しないこと。*

2 屋根上の高所作業

- (1) 屋根上で作業をするときは、足場板などで作業床を作り、その上で作業すること。
- (2) スレート屋根などの上を歩くときは、幅約 30 センチメートル以上の丈夫な歩み板を使用すること。
- (3) 屋根上で共同して物を運ぶときは、十分に呼吸を合わせて運ぶこと。
- (4) 雨、霜、露などで屋根が濡れているときは、滑りやすいので、できるだけ乾いてから作業をするようにすること。

3 はしごの作業

- (1) はしごは、幅 30 センチメートル以上の丈夫なものを使用すること。*
- (2) はしごに滑り止めが付いていることを確かめること。滑り止めがないときには、倒れないように縛るか又は、滑らないように他の者に脚部をしっかり押えてもらうこと。
- (3) はしごは、平面に対して 75 度程度にかけ、はしごの上部は、かけた所よりも 60 センチメートル以上、上に突き出すこと。
- (4) はしごの昇り降りのときは、手に工具などを持つたりしないこと。
- (5) はしごの上では、無理な姿勢での作業をしないこと。
- (6) 通路に面した所にはしごを立て掛けるときは、表示板などで表示すること。

4 脚立、脚立足場上の作業

- (1) 脚立は、丈夫であること、開き止め金具により脚と水平面との角度が 75 度以下に保持されていること、踏み面の面積が適切であることを確かめること。*
- (2) 脚立は、滑ったり、傾いたりしないように据え付けること。
- (3) 脚立は、足場上やゴンドラの作業床の上では使用しないこと。
- (4) 脚立足場では、スパン(脚立と脚立の間隔)を広くとりすぎないように注意すること。
- (5) 脚立にかけ渡す足場板は、丈夫でたわみの少ないものを使用すること。
- (6) 脚立足場の作業床の幅は、40 センチメートル以上とすること。
- (7) 脚立や脚立足場の上では、無理な姿勢で作業をしないこと。

5 足場上の作業

- (1) 足場に使用する木材は、著しい損傷、変形、腐食などのない丈夫なものを使うこと。*
- (2) 移動用足場板については、次のことを守ること。*
 - ア 足場板は、幅 20 センチメートル以上、厚さ 3.5 センチメートル以上、長さ 3.6 メートル以上のものを使用すること。
 - イ 足場板は、3 点以上の支持物にかけ渡すこと。
 - ウ 足場板の支点からの突出部の長さは、10 センチメートル以上とし、かつ、足場板の長さの 18 分の 1 以下とすること。
 - エ 足場板を長手方向に重ねるときは、支点の上で重ね、その重ねた部分の長さは 20 センチメートル以上として、縛り付けること。
- (3) 足場の組立て、変更又は強風、大雨などの悪天候の後では、作業開始前に、足場を点検すること。*
- (4) ローリングタワーについては、次のことを守ること。
 - ア 昇降用のはしごなどを使って昇降すること。
 - イ 作業中は、足場が動かないように固定しておくこと。
 - ウ 足場を移動するときは、あらかじめ、地盤の状態、障害物の有無を確かめること。
 - エ 作業者を足場に乘せたまま移動しないこと。

第 11 農耕・畜産作業の安全衛生心得

1 農耕・畜産用機械作業の心得

(1) トラクター作業

ア トラクターを運転するときは、次のことを守ること。

(ア) トラクターには、運転者以外の者を乗せないこと。

(イ) 必要以上の高速運転、急加速、急ブレーキ、急旋回をしないこと。

(ウ) 急な坂道の途中でギヤーチェンジをしないこと。

(エ) 坂道を下るときは、エンジンブレーキを使うこと。

(オ) 急傾斜地などでは、スピードを落として運転し、転回するときは、特に注意をすること。

(カ) 急傾斜地での等高線作業は、できるだけ避けること。

イ 農耕具などを取り付けて作業をするときは、次のことを守ること。

(ア) 重量のある直装式の作業機は、傾斜地で高く上げないこと。

(イ) 農機具を取り付けるときは、エンジンを止め、サイドブレーキか車輪止めを使用すること。

(ウ) 農機具の取付け、取外しが終了したときは、ピンに抜き止めが刺してあることを確かめること。

(エ) トラクターに取り付けられた農機具の下に入る必要があるときは、駆動部が回転しないこと、農耕具が落下しないことを確かめること。

(オ) Vベルトを着脱するときは、エンジンを停止してから行うこと。

(カ) 農機具を付けたときは、前輪が浮くことがあるので、スピードを出しすぎないこと。

(キ) 重いものをけん引するときは、ドローバーにつないで引くこと。

ウ トラクターを運転するときは、次のことを守ること。

(ア) トラクターとトラクターの連結は、できるだけ水平な所で行い、けん引部の連結ピンは確実に差し込んでおくこと。

(イ) カーブを切るときは、トラクターの分だけ内輪差が大きくなることに注意すること。

(ウ) バックするときは、ハンドル操作がトラクター単体でバックするときとは 反対となることに注意すること。

(2) フロントローダー作業

ア 駐停車をするときは、バケットアームを地上に下ろし、エンジンを止め、サイドブレーキをかけておくこと。

イ 運転中は、バケットなどに人を乗せないこと。

ウ 定められた以上の荷重をかけないこと。

エ アームの下に立ち入らないこと。

オ アームの昇降はゆっくり行うこと。

カ 傾斜地や不整地での作業は、重心位置、速度に注意し、急発進、急ブレーキ、急旋回はしないこと。

キ 土砂などへの突っ込み作業は、バケットを水平にして行うこと。

ク 積荷の持ち上げ作業、堆肥、土砂などの突っ込みや、すくい取り作業は、片荷にならないように注意すること。特に、バケットを外して、片側アームのみでのつり上げはしないこと。

ケ ローダーの取外しは、地面の硬い、平たんな所で行うこと。

(3) ロータリーテッダー作業

ア トラクターに機械を取り付けたときは、リングピンが入っていることを確かめること。

イ 運搬するときは、駆動部本体が振れないようにマストとフレームをピンで止めること。

ウ 高速運転はしないこと。

エ ジョイントやタイヤに牧草が巻きついたときは、機械を完全に止めてから取り除くこと。

(4) ヘイベーラ作業

ア 運転中は、牧草を払いのけたりしないこと。

イ シールドカバーを付けないで運転しないこと。

ウ ヘイバーラの上には乗らないこと。

(5) フォレージブロワー作業

ア トラクターのブレーキは、完全にロックすること。

イ トラクターの駆動軸の回転は、定められた回転数とすること。

ウ トラクターのパワージョイントに安全カバーが正しく付いていることを確かめること。

エ パワージョイントの周りに物を置かないこと。

オ トラクターのクラッチレバーは、ゆっくり離すこと。

カ 飼料は、少しずつ送り込むこと。

キ 送り込むときは、器具を使用しないこと。

ク 異常が発生したときは、送り込み停止レバーを手前に引き、トラクターのエンジンを止めること。

(6) チョッパーミキサー作業

ア ヘルメット、安全帯などを使用し、槽内に転落しないように注意すること。

イ 機械を移動するときや槽のふたを開閉するときにも、ヘルメット、安全帯を使用すること。

ウ 作業終了後は、槽のふたを閉じること。

2 農薬散布作業の心得

ア 帽子、マスク、ゴム手袋、長袖上衣、ズボン、ゴム長靴を着用し、体の露出部をできるだけ少なくすること。

イ 薬液を水に混入するときは、水滴が跳ねないように、水面近くから静かに注入すること。

ウ 薬液をこぼしたときは、その部分の土を地中に深く埋めるなどの処置をとること。

エ 風向きを確かめ、風上から風下の方向に向かって散布するとともに、風上の方へ作業を進行し、噴霧薬剤を浴びないようにすること。

オ 果樹などに対して上に向けて散布するときは、散布薬を浴びないように帽子や予防衣を着用すること。

カ 同じ者が2、3時間以上続けて散布作業をしないこと。

キ 薬液が皮膚に付いたときは、すぐに石けんでよく洗うこと。

ク 作業中に、頭痛、めまい、吐気などの症状を覚えたときは、職員に申し出ること。

ケ 散布が終わったときは、食塩水でうがいをするとともに、石けんで体をよく洗い、新たな作業服を着用すること。

コ 使用した噴霧器などは、よく洗っておくこと。ただし、付近の小川や池などでは洗わないこと。

サ 廃液や空容器の処理については、職員の指示に従うこと。

3 畜産作業の心得

(1) サイロ作業

ア サイロ内には、職員の許可なく入らないこと。

イ サイロ内には、サイロの窓を開けたり送風機で空気を送ったりして、ガスを排出してから入り、作業中も送風機を運転しておくこと。*

ウ 空気呼吸器などの使用を命じられたときは、これを使用すること。**

エ 安全帯などの使用を命じられたときは、これを使用すること。**

オ 酸素欠乏症などにかかった就業者を救出する場合、空気呼吸器などの使用を命じられたときは、これを使用すること。**

カ 乾燥していない生の植物を詰め込みしたとき、降雨後の比較的高温のとき、詰め込みしてから数日たったときは、ガスの発生が多いから注意すること。

キ 詰め込み機械を始動するときは、クラッチレバーが停止位置にあることを確かめること。

ク サイロに出入りするときは、詰め込み機械の運転を中止すること。

ケ 詰め込み機械の運転中は、上ケーシング(刃のふた)を開けないこと。

コ 詰め込み作業中は、サイロのそばに他の者を近寄せないこと。

(2) 家畜作業

- ア 治療、人工受精などをするときは、家畜の動きに注意すること。
- イ 移動中に暴走しようとしたときは、すぐに手を放し、安全な場所に避難すること。
- ウ 種牛がいるときは、房内に入らないこと。
- エ 種牛の房内清掃は、種牛を運動場に出してから行うこと。
- オ 作業終了時には、仔豚の保温灯(白熱灯)の周りを点検し、火災の発生に注意すること。

(3) スラリー槽作業

- ア スラリー槽内には、職員の許可なく入らないこと。
- イ 槽内のふたを開けて作業するときは、ヘルメット、安全帯などを使用すること。
- ウ 槽内に器具を落したときは、職員に報告すること。

第12 その他の作業の安全衛生心得

1 ボイラー作業の心得

- (1) ボイラーは、資格のある者などで、指定されたもの以外は取り扱わないこと。
- (2) ボイラー室に燃料を貯蔵するときは、引火しないよう十分にボイラーから離しておくこと。*
- (3) ボイラー室には、関係者以外を立ち入らせないこと。*
- (4) ボイラーの点火は、ダンバーの調子を点検し、燃焼室及び煙道の内部を十分に換気した後に行うこと。**
- (5) 缶内圧力、給水圧力、燃焼圧力などは、規定内に保つように気をつけること。
- (6) 自動制御装置を過信することなく、ボイラーの監視をよく行うこと。*
- (7) 1人で同時に2基以上のボイラーの吹出しを行わないこと。また、吹出しを行う間は、他の作業を行わないこと。**
- (8) 水面計の水位に異常が見られたときは、すぐに職員に報告すること。
- (9) ボイラー運転中は、勝手にボイラーから離れないこと。

2 クレーン作業の心得

- (1) クレーンは、資格のある者などで、指定されたもの以外は取り扱わないこと。
- (2) クレーンを運転するときは、定められた合図を行うこと。**
- (3) クレーン作業中は、合図者の合図に従うこと。**
- (4) クレーンの定格荷重を超える荷をつり上げないこと。*
- (5) つり上げるときは、最初に、静かに少し上げて、ロープの張り、荷の動き、当てものなどの取付け状態を確かめること。
- (6) クレーン作業中は、つり上げられている荷の下などの危険区域に立ち入らないこと。*
- (7) つり荷には乗らないこと。*
- (8) 荷を移動するときは、経路に人がいないこと、歩行しやすいように作業床面が整理されていることを確かめること。
- (9) 狭い場所では、荷に挟まれないように注意すること。
- (10) 荷の横引きを行わないこと。

3 簡易リフト作業の心得

- (1) 簡易リフトは、指定された者以外は取り扱わないこと。
- (2) 簡易リフトを運転するときは、定められた合図を行うこと。**
- (3) リフトの積載荷重を超える荷を積まないこと。*
- (4) リフトに荷を積むときは、荷重がリフト床面に均一にかかるように積むこと。
- (5) 簡易リフトの搬器に乗らないこと。**

4 玉掛作業の心得

- (1) 玉掛作業は、資格のある者などで指定されたもの以外には行わないこと。
- (2) 著しい形くずれ又は腐食があるものなど不適格なワイヤロープを使用しないこと。*
- (3) き裂があるものなど不適格なつりチェーンを使用しないこと。*
- (4) フック、シャックル、リングなどの金具で、変化しているもの又はき裂があるものは、使用しないこと。*
- (5) 著しい損傷又は腐食があるものなど不適格な繊維ロープや繊維ベルトは、使用しないこと。*

- (6) エンドレスでないワイヤロープ又はつりチェーンは、その両端にフック、シャックル、リング、アイを備えているものでなければ使用しないこと。*
- (7) 荷の重量と重心位置をよく確かめること。また、フックは、重心の真上にかけること。
- (8) 荷の重心が高くて倒れるおそれのあるときは、倒れないように安全な方法をとること。
- (9) 長尺物や不安定な荷をつるときは、ガイドロープを使用するなどの安全な方法をとること。
- (10) 一本つり、かんざしつりなどの不安定なつり方をしないこと。
- (11) つり具は、つり荷に正しく掛けること。また、つり角度は、60度以内とすること。
- (12) つり荷に、鋭利な角があるときや損傷のおそれのあるときは、当てものをする事。
- (13) 荷とワイヤロープとの間に手を挟まれないように注意すること。
- (14) つり上げるときは、最初に、静かに少し上げて、ロープの張り、荷の動き、当てものなどの取付け状態を確かめること。
- (15) ワイヤロープを抜くときは、ワイヤロープに跳ねられないように、また、荷が崩れないように注意すること。

5 自動車整備作業の心得

- (1) 整備車は、資格があり、指定された者以外は運転しないこと。
- (2) 整備車を出し入れするときは、次のことを守ること。
 - ア 車の出し入れや危険のおそれのある場所での運転には、誘導者を配置すること。
 - イ 誘導者は、人、機械、建物、車などに注意し、安全に誘導すること。
 - ウ 運転者は、誘導者の合図に従って、慎重に運転すること。なお、運転者は、誘導者に頼るだけでなく、運転する前に、車を移動させる経路を確かめること。
 - エ 停車時は、輪止めをして車を固定すること。
- (3) オートリフトの取扱いは、次のことを守ること。
 - ア 車体を上げるときは、車体が安定する箇所にフレームをかけること。
 - イ 車体が床面より 30 センチメートル程度離れたときに、いったん上昇を停止して、車体の安全を確かめること。
 - ウ 車体を降ろすときは、リフトの下に作業者がいないことや障害物の無いことを確かめてから、合図に従い、静かに降ろすこと。
 - エ 使用後は、フレームを元の位置に戻しておくこと。
- (4) エアーリフトの取扱いは次のことを守ること。
 - ア 床面が傾斜していない所やでこぼこしていない所に据えること。
 - イ 車体を上げるときは、車体が安定する箇所にリフトのつめをかけること。
 - ウ 所定の高さまで車体を上昇させた後は、リフトのバルブを確実に締めて、圧力が下がらないようにすること。なお、このとき、エアーホースは外しておくこと。
 - エ 車体を降ろすときは、リフトの下に作業者がいないことや障害物の無いことを確かめてから、静かに降ろすこと。
- (5) ピットやホイールアライメントテスターの取扱いは、次のことを守ること。
 - ア ピットの中に作業者がいるときは、ピット付近での作業や通行に注意すること。
 - イ ピットやホイールアライメントテスターに車を誘導するときは、車輪がピットに落ちないように慎重に行うこと。
 - ウ 床面からピット内などへ工具などを落とさないように気をつけること。
- (6) スピードメーターやブレーキテスターの取扱いは、次のことを守ること。
 - ア 測定しない方の車輪には、輪止めをして固定し、急発進の危険を防止すること。
 - イ 計器の操作は、運転者との合図を確認してから行うこと。
 - ウ 回転部分には、工具やその他の障害物を置かないこと。
- (7) スチームクリーナーやカーウォッシャーの取扱いは、次のことを守ること。
 - ア 使用するときには、定められた場所で行うこと。
 - イ 使用中は、圧力計に注意し、規定以上に圧力を上げないこと。
 - ウ 停電、断水には、特に注意し、あらかじめ分かっているときは、その間スチームクリーナ

ーなどを使用しないこと。

エ 使用中は、席を離れないこと。

(8) シャーシスタンドの取扱いは、次のことを守ること。

ア シャーシスタンドは、使用前に、き裂や破損がないことを点検し、き裂や破損があるものは使わないこと。

イ シャーシスタンドは、車体の安定が保持できる箇所に据えること。

ウ ジャッキ、エアリフトなどを使用し、車体を所定の位置まで上げたときは、シャーシスタンドで固定すること。

(9) ホイールバルンサーの取扱いは、次のことを守ること。

ア タイヤは、確実に固定すること。

イ バランスウェイトは、回転中に飛び散るおそれがあるので、確実に取り付けること。

ウ 回転操作をするときは、周りに注意し、危険のおそれのある所にいる作業者を一時退避させること。

(10) ホイールドリーの取扱いは、次のことを守ること。

ア 床面が傾斜していない所やでこぼこしていない所で使うこと。

イ 上げているときは、圧力が下がらないようにバルブを確実に締めておくこと。また、バルブ操作は、静かに行うこと。

ウ 下げるときは、荷重を支えるアームが本体のフレームと交差するので、指、手、足などを挟まれないように注意すること。

(11) ミッションジャッキの取扱いは、次のことを守ること。

ア 床面が傾斜していない所やでこぼこしていない所に据えること。

イ バルブ操作は、静かに行うこと。

ウ 昇降アームは、交差するので、指、手、足を挟まれないように注意すること。

エ ミッションジャッキは、トランスミッションだけに使い、他には使わないこと。

(12) 車体のフレームの下で整備作業をするときは、タイヤを取り付けておくこと。やむを得ず、タイヤを取り外して作業をするときは、シャーシスタンドで確実に固定すること。

(13) 運転室や荷台を上げ、その下で作業をするときは、安全ブロック、安全支柱などを使うこと。

(14) 運転室や荷台を昇降させるときは、車輪を固定してから、運転台や荷台が建物の屋根や梁に当たらないように他の者の誘導に従って行うこと。

(15) 整備作業は、重量物の下で行うことが多いので、重量物の落下に注意すること。

6 印刷・製本作業の心得

(1) 機械を操作するときには、手袋は使用しないこと。ただし、作業上必要があるときは、職員の許可を受けて、定められた手袋を使用すること。

(2) 活字の文選、植字、解版などの鉛作業は、指定された者以外は行わないこと。

(3) 鉛作業をした場合、食事前又は作業終了時に作業場所から離れるときは、作業衣などに付いた鉛などを専用のブラシなどで取り除くこと。**

(4) 鉛作業をした場合、食事前、作業終了後又は必要に応じ、硝酸水溶液その他の手洗用溶液、つめブラシ、石けん、うがい液を使用すること。**

(5) 機体や版盤上に、工具などの置き忘れがないことを確かめること。

(6) 活版印刷機の次の作業は、機械の運転を止め、惰力回転が止まったことを確かめてから行うこと。

ア 版の組立作業、版下し作業

イ ムラ取り作業

ウ インキツボ調整作業

エ 機械上での活字の差し替え作業

オ 印刷紙(白紙)を盤に載せる作業

カ 差しヤレを取り去る作業

キ 色替えのときのローラー及びネリ盤の洗浄作業

(7) オフセット印刷機

- ア 運転を開始するときは、徐々に回転を増し、いきなり高速回転にしないこと。
- イ 次の作業は、機械の運転を止め、惰力回転が止まったことを確かめてから、手回しで行うこと。
 - (ア) 版の取付け、取外し作業
 - (イ) 汚れ取り、版の水洗い、版のゴム引き作業
 - (ウ) ブランケット、肉版、押胴などの洗浄作業
 - (エ) インキをインキツボに入れる作業
 - (オ) 版のゴミ、ブランケットのゴミを取り去る作業
- ウ 運転中に、舟又は水棒に水を補給する作業、ローラーこき、インキツボの調整作業などをするときは、特に注意をすること。

(8) 針金綴機

- ア 針金を打つときは、製品をしっかり押えること。
- イ 1回ごとに、ペダルから足を離すこと。
- ウ 手は、作業点の10センチメートル以内に持っていかないこと。

7 洋裁作業の心得

(1) ミシン作業

- ア 針を取り替えるときや針穴に糸を通すときは、踏板から足を外し、手元スイッチを切ってから行うこと。
- イ ミシン本体を台から上げたときは、ミシン本体と台の間に安全棒などを使用すること。
- ウ 縫い合わせるときは、押え金具よりも内側に指が入らないように注意すること。

(2) 裁断機作業

- ア 機械を使用するときは、金属手袋を使用すること。
- イ 機械を使用しているときは、手を刃の前にもっていかないこと。
- ウ スイッチを押すときは、他方の手の位置に注意すること。
- エ 作業中に停電したときは、電源を切っておくこと。

(3) ボタン打機作業

- ア 機械を使用しているときは、手、指をスピンドルの下に入れないこと。
- イ スイッチを押すときは、他方の手の位置に注意すること。
- ウ 作業中に停電したときは、電源を切っておくこと。
- エ 手元スイッチ付近を整頓し、不必要な物を置かないこと。

8 理容・美容作業の心得

- (1) 器具や室内は、常に清潔にし、環境衛生に注意すること。
- (2) かみそりやはさみの取扱いに注意し、特に、人の顔や体の上で持ち替えたりしないこと。
- (3) 薬液の取扱いについては、次のことを守ること。
 - ア アイパー液、コールド液、ヘアーダイ液の薬液を使用するときは、かぶれるおそれのある人がいるので、使用する前にパッチテストを行うこと。
 - イ ヘアーダイを使用するときは、ゴム手袋を使用すること。
 - ウ ヘアーダイを使用するときは、髪の毛の生え際にコールドクリームなどを塗り、薬液を肌の余分な部分にまで塗らないこと。
 - エ 消毒液の調合をするときは、液が皮膚に付かないように気を付けること。

9 草刈機作業の心得

- (1) 刈刃用安全板は取り外さないこと。
- (2) 石などの障害物は、避けて運転するように注意すること。また、使用中、石などに当たったときは、運転を止めて刃を調べること。
- (3) 2台以上で作業をするときは、十分に間隔をとること。
- (4) 草刈機を使用している近くで作業をする必要があるときは、保護眼鏡を付けること。
- (5) 燃料は、エンジンを停止してから補給すること。また、火気を近づけないこと。

(6) 作業を中断するときは、燃料コックを閉じること。

10 洗濯・補綴作業の心得

(1) 回転中の洗濯機内には、手などを入れないこと。

(2) 洗濯物乾燥機は、回転部が完全に止まってからふたを開けて、洗濯物を取り出すこと。

(3) アイロンは、燃えやすい台の上や布地の上に放置しないこと。また、作業を中断、終了したときには、プラグを抜くこと。

(4) プレス作業

ア 定められた蒸気圧力で使用すること。

イ 蒸気管などに触れ、やけどなどしないように注意すること。

ウ 両手押ボタンスイッチは、一人で操作すること。

エ 両手押ボタンスイッチは、上型が完全に下がるまで押ししていること。

オ 両手押ボタンスイッチを押したときは、プレスされる箇所に手を入れないこと。

カ 当て布を交換するときは、スイッチを切り、表示板などで表示すること。

(5) 補綴作業で、布団の修理などほこりのたつ作業をするときは、防じんマスクを使用し、換気に注意すること。

(6) 綿打ち作業

ア 運転中は、いかなるときでも、カバー開閉したり、機械の中に手を入れたり、シリンダーなどの回転部に手を触れたりしないこと。

イ 綿が食い込んでシリンダーが止まったとき、綿打機の中に異物が入ったときは、運転を止め、職員に報告すること。

ウ よれた綿を取り除くとき、給油や点検をするときなど、通常の綿打ち以外の動作をするときは、運転を止め、職員の許可を得てから行うこと。

エ モーターなどに付いた綿ぼこりは、常に取り除き、モーターなどの加熱により発火することのないように気を付けること。

11 炊事作業の心得

(1) 炊事専用の清潔な作業衣を着用し、食品衛生に注意すること。*

(2) 炊事専用のはき物をはくこと。*

(3) 調理場や調理器などは、清潔にしておくこと。

(4) 熱湯の運搬をするときは、熱湯を容器に7、8分目入れて、なるべく低くして静かに運ぶこと。

(5) 調理場の床は、洗いで滑りやすいので、足元に気を付けること。

(6) 万能調理器に野菜を押し込むときは、押しふたを使い、どんなときでも手で押し込まないこと。

(7) 冷凍室の扉は時々点検し、室内から外へ出られなくなることをないように注意すること。*

(8) 自動炊飯庫を取り扱うときは、次のことを守ること。

ア 炊飯自動調整装置の操作をするときは、扉の上部から漏れる蒸気でやけどをしないように、手や腕を露出したままで行わないこと。

イ 炊飯後、扉を開けるときは、蒸気を止めてから少なくとも1分間を経過した後に開けること。

(9) ガス魚焼器や油揚げ器を取り扱うときは、次のことを守ること。

ア ガスバーナーは、時々掃除をして穴の目詰りをなくし、通気を十分に、不完全燃焼をなくすこと。

イ 油は、引火のおそれがあるので、必要以上に加熱しないこと。

ウ 揚げ物をする作業で、水分の多い物を油に入れるときは、油の飛び散りに注意すること。

(10) ライスボイラーを取り扱うときは、次のことを守ること。

ア 調理中は、なべを水平に安定させて煮炊きすること。

イ 蒸気を通したまま、ハンドルを操作したり、なべを洗ったりしないこと。

ウ 熱湯や汁を容器に移すときは、なべが回転してやけどをしないように気を付けること。

備考 各項目の末尾に付している「*」印は、労働安全衛生規則等の関係法令で「事業主が講じなければならない措置」として規定している事項で、「**」印は、さらに「労働者が守らなければな

らない」と規定している事項である。